指定都市市長会
Japan Designated Cities Mayors Association

資料３

多様な大都市制度の早期実現に向けて

令和 8年 11月12日

指定都市市長会　多様な大都市制度実現プロジェクト

特別市の法制化をめぐる動向

1　第34次地方制度調査会

- 令和８年１月19日：　内閣総理大臣による諮問
 この間、専門小委員会において、神戸市や川崎市にヒアリングが実施されるなど、
 特別市を含む大都市地域の行政体制のあり方について、調査審議が行われている。

今後のスケジュール

- **【令和９年１月頃】　　中間報告とりまとめ**
- **【令和９年１２月頃】　　最終答申**

2　全国知事会プロジェクトチームとの意見交換

（１）日時　　令和８年９月２４日（木）９時３０分～１０時３０分　　※ＷＥＢ開催

（２）出席者　　指定都市市長会　：　神戸市長、川崎市長、名古屋市長
全国知事会（PT）　：　宮城県知事、埼玉県知事、岡山県知事

国の検討状況や全国知事会の意見に対する指定都市市長会の考え

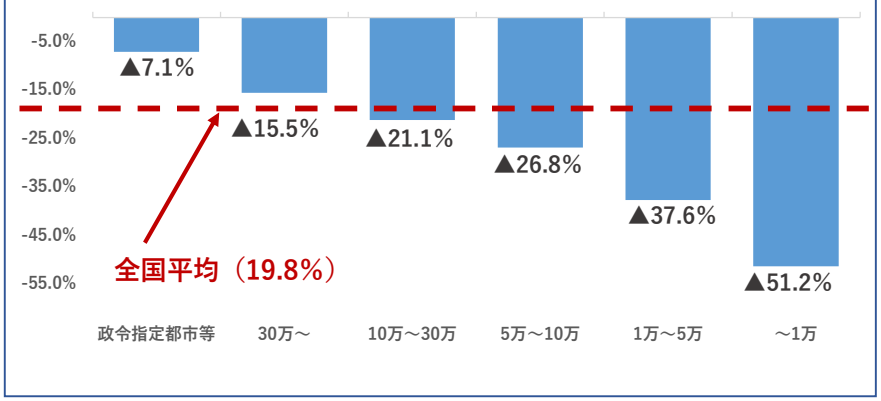
「人口減少時代に、現行制度のままでよいのか」

1　人口減少・少子高齢化の進行、人材不足の深刻化などにより、
我が国の地方自治制度は大きな転換点を迎えている。

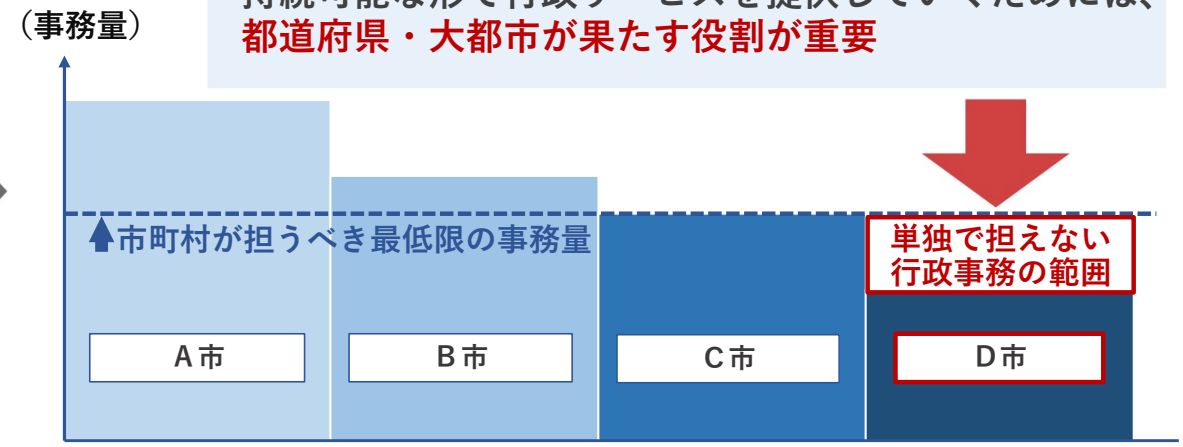
2　指定都市市長会は、こうした**将来課題に対応するための制度改革の一つ**として
多様な大都市制度の実現を目指し、**「特別市制度」を提案**している。

3　一方、全国知事会「大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム」から、特別市制度に対する
様々な懸念・疑問が列挙され、**現状を是とするかのような意見**が示されていることを踏まえ、
特別市の必要性や各論点に対する考え方を改めて発信していく必要がある。

2050年 人口規模別の人口減少率



※出典：国土交通省「国土形成計画（全国計画）関連データ集」



持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、
都道府県・大都市が果たす役割が重要

1　特別市の必要性

【全国知事会PT意見】

- 人口減少や東京一極集中に対する課題意識は共通しているが、その解決策がなぜ特別市なのか。
- 国と地方の役割分担のあり方も含めて、地方自治制度全体の抜本的かつ包括的な見直しの中で、丁寧かつ慎重に議論を進めていくべき。

「特別市は、現状を打開するための解決策の一つとして提案」

考え方

- 人口減少による地方公務員不足、過度な東京都への一極集中といった課題が日々深刻化しており、個々の自治体の努力や現行制度の運用だけでは解決が困難な状況である。
- 指定都市市長会は、抜本的な地方自治制度改革を行わなければもはや立ち行かないという認識のもと、指定都市の立場で考えられる解決策の一つとして、特別市の法制化を提案している。
- 現状を打開するためには、特別市に対する賛否に留まらず、人口減少時代にふさわしい地方自治制度のあり方について、様々な選択肢を含めた建設的な議論を関係者間で行う必要がある。

2　二重行政の課題

【全国知事会PT意見】

- 指定都市市長会が主張するような是正すべき「非効率」、「住民にとって過重な負担」となっている「二重行政」の状況にはない。
- 指定都市市長会がいわゆる「二重行政」として指摘する事例は、現行の制度で個別に協議・調整し、運用上の工夫を重ねることで課題解決を図ってきた。
- 権限移譲に進展がない事務は、法改正が必要なものや、広域的観点から道府県が行うべき事務とされたものなど国から移譲に否定的な見解が示されたもの。

「国会審議においても二重行政の解消の必要性が議論された」

「権限移譲や協議・調整による完全な課題解決は困難」

考え方

- 「大都市地域における特別区の設置に関する法律」の法案審議（2012年）の際、二重行政の解消という目的を前提として、国会において議論が行われた。
- 指定都市市長会の調査では、73事業117件の具体的な支障事例を把握している。

＜主な事例＞

- 私立幼稚園等の認可・指導監督（学校教育法、私立学校法、子ども・子育て支援法等）
- 県管理河川と市管理道路等の対応（河川法、道路法等）
- 交通安全対策・交通規制（道路交通法、交通安全対策基本法等）
- 新たな感染症など危機事象への対応（新型インフルエンザ等対策特別措置法等）

- 権限移譲に進展がない事務は、主に、関係法令の改正、広域性の担保、適切な税財源の配分の理由があると認識している。
- 二重行政の構造的課題を根本的に解消するためには、地方自治構造の抜本的改革が不可欠である。

3　広域化・集約化と特別市

【全国知事会PT意見】

- 人口減少社会で行政事務の**広域化・集約化**が議論される中、**「特別市」はこれに逆行**する。

「広域化・集約化か、特別市かではなく、両立させることが重要」

考え方

- 広域化・集約化は、**必ずしも都道府県への集約だけではない**。
- 行政資源や専門人材が集積する**大都市の機能を発揮**し、その効果を周辺地域にも波及させながら、**広域連携を進める視点も重要**である。
- 特別市の実現により、二重行政の解消や迅速な意思決定を通じて、行政資源の効率的な活用が可能となる。
- 道府県は、大都市に投入している人的・財政的リソースを、市町村支援や広域行政へ重点化することが可能となる。
- **広域化・集約化と大都市の機能発揮を両立**する**選択肢の一つが「特別市」**である。

4　特別市による水平連携・水平補完、その実効性

【全国知事会PT意見】

- 「特別市」側の選り好みにより連携が行われる懸念。
- 「水平補完」は区域外への権限行使が法的に認められるか、また「特別市」の住民以外の者に対して予算を投じるという財政的な面からも課題。補完される側にとっては、選挙で選んでいない首長が権限を行使するため、民主主義の観点からも疑問。
- 「水平連携」は、利害が一致せず意見が対立した場合、十分に調整・解決できるのか、その実効性に疑問。

「市町村連携の選択肢を拡充するもの」

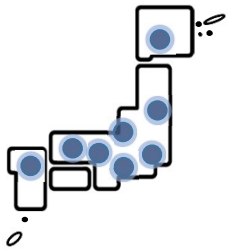
考え方

- 各自治体における行政サービスの実施責任は、それぞれの自治体が負うことが前提となる。
- 水平連携・水平補完は、関係自治体の合意に基づき実施するものである。
- 特別市が実現することで、市町村は都道府県による補完だけでなく、基礎自治体の業務に精通した特別市との補完も選択できるようになる。
- 利害調整は、都道府県が存在することで自動的に実現されるものではなく、現行制度においても自治体同士の協議や連携によって対応している。

5　経済成長と多極分散型社会の実現

【全国知事会PT意見】

- 経済成長や多極分散型社会の実現については、総務省「大都市ＷＧ」報告書でも「非制度的要因に強く影響されるのではないか」との指摘。「特別市」に移行しなければ実現できない、というものではない。
- 指定都市市長会は、言葉によるイメージだけではなく「特別市」により、経済成長や多極分散型社会が実現するという具体的・詳細な論拠を示すべき。



「地域の強みを活かし、成長の好循環を生み出す」

考え方

- 二重行政の解消や政策決定の一元化により、地域の実情に応じた迅速かつ一体的な施策展開が可能となる。その結果、企業立地や都市開発等の取組を進めやすくなり、投資・経済活動の活性化が期待される。
- 特別市において政策の選択と集中が行われることで、財源・マンパワーが有効活用され、企業立地、都市開発、研究開発投資、スタートアップ創出等に積極的に取り組むことが可能となる。
- これにより、設備投資の増加、雇用創出、所得向上、消費拡大などの経済効果が期待され、地域経済圏の発展や多極分散型社会の形成に資するものと考える。

6　その他の論点

	【全国知事会PT意見】	指定都市市長会の考え方
財政面への影響	• 道府県税収が大幅に減少 • 大都市への税源集中を加速させ、他市町村の人口減少・経済縮小につながるおそれ	• 特別市への事務移管と財源移管は一体の関係 • 道府県財政への影響が懸念される場合には、地方交付税制度や財政調整の仕組みで対応
道府県有施設の取扱い	• 指定都市区域内にある道府県有施設は移転・移管・廃止等の検討が必要 • 法制化の主張に先立って移管等の考え方を詳細に示すべき	• 施設の機能等を踏まえ個別に検討すべき課題であり、移転等が直ちに必要となるものではない • 道府県民の意思は移行協議で反映される仕組み
住民代表機能への影響	• 住民と行政の距離が遠くなり、住民意思の行政運営への反映が課題 • 「特別市」住民の都道府県レベルの政治参加機会がなくなる点も課題	• 指定都市が既に担っている基礎自治体としての役割が何ら変更されるものではない • 選挙回数の変動は、憲法の規定の趣旨に反するものではない
移行手続	• 広域自治体の分割を伴うため、都道府県の廃置分合に準拠し、住民投票は道府県民を対象とすべき	• 市町村の廃置分合等や申請に基づく都道府県合併における手続を参考に、住民投票は市民を対象とすることが妥当

今後に向けて

- 第34次地方制度調査会は、令和9年1月の中間報告に向けた重要な局面
- 特別市を含む多様な大都市制度の実現に向けた前向きな議論が必要
- 指定都市市長会としては、引き続き関係者への説明を実施
- 多様な大都市制度の実現に向けた前向きな取りまとめとなるよう、
 総務省や所属政党、国会議員の皆様への働きかけなど、
 指定都市を応援する国会議員の会からの更なる御支援をお願いしたい

参考資料

【参考１】第34次地方制度調査会の委員名簿

地方制度調査会委員一覧（令和８年４月21日現在）

１　学識経験者　１８名

荒　見　玲　子	名古屋大学教授
市　川　　晃	住友林業株式会社代表取締役会長（会長）
伊　藤　正　次	東京都立大学教授
岩　﨑　尚　子	早稲田大学電子政府・自治体研究所教授
大　橋　真由美	上智大学教授
大　屋　雄　裕	慶應義塾大学教授
谷　口　尚　子	慶應義塾大学教授（副会長）
辻　　琢　也	一橋大学教授
土　山　希美枝	法政大学教授
林　　知　更	東京大学教授
原　田　大　樹	京都大学教授
牧　原　　出	東京大学教授
松　永　桂　子	大阪公立大学教授
御手洗　瑞　子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役
村　木　美　貴	千葉大学教授
安　田　　充	自治体国際化協会理事長
山　本　隆　司	東京大学教授（専門小委員会委員長）
横　田　響　子	株式会社コラボラボ代表取締役

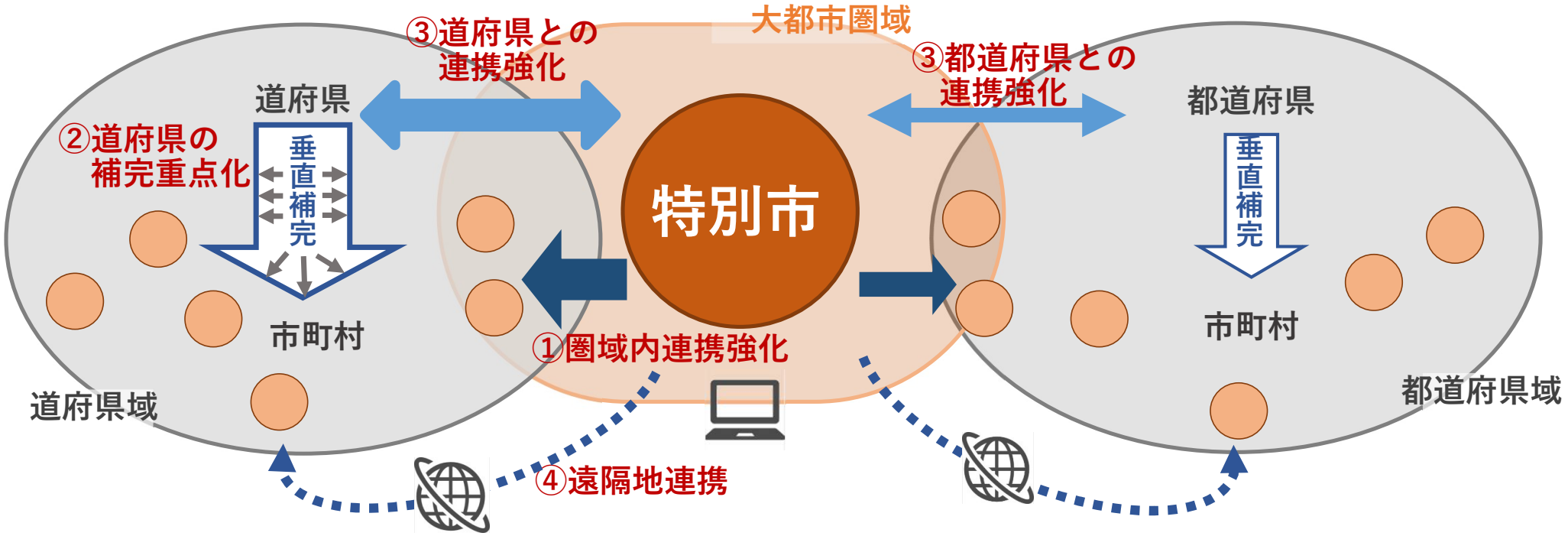
２　国会議員　６名

橘　　慶一郎	衆議院議員（自由民主党　富山３区）
中　根　一　幸	衆議院議員（自由民主党　北関東ブロック）
宮　下　一　郎	衆議院議員（自由民主党　長野５区）
神　谷　　裕	衆議院議員（中道改革連合　北海道10区）
江　島　　潔	参議院議員（自由民主党　山口）
岸　　真紀子	参議院議員（立憲民主党　比例）

３　地方六団体　　６名

阿　部　守　一	長野県知事（全国知事会会長）
藏　内　勇　夫	福岡県議会議長（全国都道府県議会議長会会長）
松　井　一　實	広島市長（全国市長会会長）
丸　子　善　弘	山形市議会議長（全国市議会議長会会長）
棚　野　孝　夫	北海道白糠町長（全国町村会会長）
中　本　正　廣	広島県安芸太田町議会議長（全国町村議会議長会会長）

【参考２】特別市実現後の連携機能強化の方向性



① 特別市は圏域の核として市町村に対する連携・補完を強化（圏域マネジメント強化）
② 道府県は、大都市以外の市町村に対する垂直補完を重点化（リソース最適化）
③ 特別市と都道府県が対等に連携し、広域課題に対応（新たな広域連携）
④ DXの活用等により圏域外との連携も拡大（更なる広域化）

【参考３】財政シミュレーション結果

「財政試算は、前提条件等により様々な結果になりうるもの」

神戸市による試算結果（第３４次地方制度調査会第４回専門小委員会（令和８（2026）年４月15日）神戸市ヒアリング資料より作成）

歳出	歳入	収支
+3,511億円	+3,497億円 （うち交付税+290億円）	△13億円

兵庫県の収支　+13億円
交付税及び譲与税配付金特別会計への影響なし

横浜市、川崎市及び相模原市による試算結果（「特別市に関する三市の考え方」（令和８（2026）年９月１日）より作成）

	横浜市	川崎市	相模原市	（参考）三市移行
三市の収支	▲ 41億円 （うち交付税＋66億円）	＋ 93億円 （交付税増減なし）	▲ 119億円 （うち交付税＋170億円）	－
神奈川県の収支	＋ 41億円 （うち交付税▲66億円）	▲ 27億円 （うち交付税＋67億円）	＋ 119億円 （うち交付税▲170億円）	＋ 134億円 （うち交付税▲170億円）

一方で、神奈川県の試算 ➡　神奈川県は約△680億円
（「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」（令和４(2022）年３月16日）より）

【参考４】考えられる財政調整の仕組み

「財政への影響は、適切な財政調整の仕組みにより対応可能」

道府県・市町村財政への影響は、**財政調整の仕組みを適切に制度設計することで対応可能**と考えており、**財政調整措置等**の例としては、次のような手法などが考えられる。

- **財源超過額**に着目する手法
 特別市となることにより財源超過額が増加する場合、その増加額の一部を**道府県に対する財政調整交付金等として活用**し、道府県が担う広域行政や市町村支援機能の維持に充てる手法

- **留保財源**に着目する手法
 必要額を精査の上、**留保財源比率を柔軟に設定**することにより、留保財源への影響を抑える手法
 （参考：県費負担教職員の市費移管における措置）

- 普通交付税算定上の**合併算定替**や**合併特例債**に準じた措置
 （参考：市町村合併にかかる財政措置）